# 課題に対する検討の方向性について

### (1)発生抑制について

論点 ・建設ストックを大切にするという国民全体の意識改革が必要 ・発生抑制、長寿命化への積極的な取組が必要



			◆ 発生抑制に資する工法を幅広〈採用 — できるようNETIS(新技術情報提供シ ステム)等の活用を促せないか 発生抑制に関する講習会・研修開催 — を促進できないか	<ul> <li>→ 公共工事の発注者は、総合評価落札方式や、VE 方式等の入札契約方式を活用し、建設リサイクル の観点から設計の合理化や工法の改善を促進す べき[再掲]</li> <li>→ 関係者は、建設リサイクルに関する講習会や研修 を継続的に実施すべき</li> </ul>	
廃棄物処理業者					
収集運搬業者 中間処理業者 再資源化業者	(対策の主体とはなりに くい)				
資材製造者	発生抑制や長寿命化に 資する資材の市場の育 成が必要 新築・新設の施工時に 発生する梱包材等につ いて、発生抑制の余地 があるのではないか	▶ 発生抑制に対する発注── 者の関心、評価が必ず しも高くない	→ JIS等の公的規格において、発生抑制一 や長寿命化の要件を具体化ができな いか	→国は関係者とともに、設計段階で、ライフサイクル コストに留意しつつ、長寿命化や解体時の分別解 体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造 や資材の採用を促すための方策について検討す べき 【再掲】	
「設計者」とは、工事施工会社内の設計部門や、発注者内における設計部門等も含む					

「設計者」とは、工事施工会社内の設計部門や、発注者内における設計部門等も含む

# (2)建設発生土の有効利用、建設汚泥の再生利用について

	建設発生土の需要 建設発生土が供給 建設汚泥再生品の 汚染土壌、自然由	合過多でありながら の利用の促進が必	ら、新材が利用されている シ要	
		関係者ごとの課題	夏として再整理すると	
関係者	関係者ごとの課題	課題が生じる原因	検討の方向性	主要な取り組み
工事関係者				
発注者 設計者 施工者	需給のアンバランスは改→ 善傾向にあるが、依然と して建設発生土搬出量は 土砂利用量の2倍	◆土木工事は、工事内で切 土・盛土量のバランスをと るよう努めているが、土砂 利用量より発生土量が多 〈なりがち	計の合理化や施工法の改善を推進でき ないか	<ul> <li>◆公共工事の発注者は、総合評価落札方式や、 VE方式等の入札契約方式を活用し、建設リサイクルの観点から設計の合理化や工法の改善 を促進すべき【再掲】</li> <li>◆国は、中期的な建設発生土の需給動向を地域レベルで把握し、それを適時設計に織り込んで</li> </ul>
	7# ≐1, 22, 44, ⊥, ↓5, 44, 40, 50, 夕			需給バランスの改善を図るための仕組みにつ いて検討すべき
	建設発生土が供給過多 状態でありながら、新材 が利用されている(更なる)	★理戻土として、建設発生 土の利用が排除されてい る基準類が残っている	▶基準類の点検が必要ではないか ―――	→行政は、埋戻土として建設発生土の利用が排除されている基準類の点検・見直しを行うべき
	工事間利用が必要)		いか	◆公共工事の発注者は、新材の代替材として民間の改良土を活用できないか検討すべき
		、工期、品質(土質)がミス — マッチ	→ストックヤードの確保と有効活用が促進 できないか	<ul> <li>・公共工事の発注者は、民間の土質改良プラン</li> <li>→トについて、ストックヤード機能として活用できないか検討すべき</li> <li>・公共工事の発注者は、数年後に工事発注予定の事業箇所について、ストックヤードとして活用できないか検討すべき</li> </ul>
		工事間で、発生土に関す― る精度の高い情報を前 もって共有できていない	→発注者間の調整について、利用ルール― の整備も含め、改善を図れないか	→・国は民間工事を含めた建設発生土の工事間 利用にあたって課題を整理し、そのルールに ついて検討すべき ・国は、建設発生土を有効活用した砂利採取跡 地等の自然修復を図るための仕組みについて 検討すべき
	建設汚泥の再生品の利 用が必ずしも十分に進ん でいない	▶建設汚泥処理土は、建設一 発生土と利用用途が競合 する	→発生抑制のより一層の徹底と、建設発一 生土と一体となった工事間利用のより 一層の促進を図れないか	→行政は、建設汚泥処理土の有効利用方策の検 討・推進にあたっては、利用用途が競合関係に ある建設発生土の有効利用方策の検討・推進 と総合的に取り組むべき
		建設汚泥再生品(一般市― 販品)についての品質基 準がない	→一般市販品についても品質基準を設け一 られないか	◆国は、建設汚泥再生品の品質基準について検討すべき
		民間工事由来の建設汚── 泥処理土の品質、環境安 全性の担保手段がない	◆民間工事由来の建設汚泥処理土の品 ── 質等を担保する仕組みをつくれないか	◆国は民間工事を含めた建設発生土の工事間 利用にあたって課題を整理し、そのルールに ついて検討すべき【再掲】
	建設発生土の工事間利 ── 用に際して、自然由来の 重金属等を含む土砂の扱 いに配慮が必要	◆自然由来の重金属等を含一 む土砂は、使用環境に応 じて環境汚染につながる 可能性がある	◆自然由来の重金属等を含む土砂の取り 扱いについて、現場で迅速・的確に判 断するための評価手法を確立する必要 があるのではないか	◆国は、自然由来の重金属等を含む土砂等の取り扱いについて、土壌汚染対策法の適用対象外ではあるが、同法に基づく技術的基準に留意しつつ、現場で迅速・的確に判断するための評価手法について検討すべき

廃棄物処理業者				
収集運搬業者	(対策の主体とはなりにく い)			
中間処理業者 再資源化業者	建設汚泥再生品の利用 用途が限られている	▶建設汚泥再生品(一般市 販品)についての品質基 準がない【再掲】	ー般市販品についても品質基準を設け一 られないか【再掲】	▶国は、建設汚泥再生品の品質基準について検 討すべき 【再掲】
			建設産業以外に建設汚泥再生品に関	→再資源化業者等の民間企業は、建設副産物の 建設産業以外の需要拡大について積極的に取 り組むべき
資材製造者	建設汚泥再生品の利用 — 用途が限られている【再 掲】	→建設汚泥再生品(一般市 販品)についての品質基 準がない【再掲】	→一般市販品についても品質基準を設け一られないか【再掲】	→国は、建設汚泥再生品の品質基準について検 討すべき 【再掲】
			、 建設産業以外に建設汚泥再生品に関 ─ する市場の育成を図れないか【再掲】	▶再資源化業者等の民間企業は、建設副産物の 建設産業以外の需要拡大について積極的に取 り組むべき【再掲】

#### (3) A s 塊、C o 塊の再生利用について

論点

## ・将来的にCo塊と再生砕石の需給バランスが崩れる可能性がある ・再リサイクル、再々リサイクルに向けて技術的課題等がある

#### 課題及びその原因を再整理すると

品目	課題	課題が生じる原因	検討の方向性	主要な取り組み
コンクリート塊 について	コンクリート用再生骨材の一 使用用途が限られている	◆現行基準では、コンクリー ― ト用再生骨材はJISコンク リートとして利用できないも のがある	→全てのコンクリート用再生骨材について一 JIS規格として位置付けられないか	・国は、再生骨材を用いたコンクリートの使用 について、公共工事での活用における課題 について検討すべき ・国は関係者とともに、再生骨材を用いたコン クリートの普及に向けて、品質管理等の課題 について検討すべき
アスファルト塊 について	再リサイクル、 再々リサイ クルに関する技術開発等 に課題がある	物の再リサイクル等に関す る指針類が整備されてい ない	◆原材料の履歴や性状、組成物質に関 → する情報の共有化を推進できないか	装への適用性評価に関する研究を行うべき ・国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサ イクルが推進されるよう、新築・新設から改 修等を経て解体されるまで、建築物や構造 物の履歴情報(設計情報、材料、資材製造 者名等)が蓄積され、活用できる仕組みを検 討すべき
		改質アスファルトや排水性― 舗装の(再)リサイクルが 困難	▶ 再リサイクルに関する技術開発を促進 ── できないか	▶国は、排水性舗装の再生利用や、繰り返し再 生された劣化アスファルトの再生利用に関す る研究を行うべき

#### (4)再生資材の調達について

・再生資材の利用促進が必要 論点 ・原材料の品質・履歴等の情報が不足している ・リユースの取組を上流段階から検討すべき 関係者ごとの課題として再整理すると 関係者ごとの課題 関係者 課題が生じる原因 検討の方向性 主要な取り組み 工事関係者 再生資材の利用について、→コスト高であれば、積極 →→CO2排出量低減等の環境負荷の軽減 →→国は、建設リサイクルの取り組みにおいて、CO 発注者 的に採用しようという意識 取り組みが必ずしも十分 など再資源化の質とコストとの関係につ 。排出量の削減効果やその他の環境負荷低減 設計者 でない が働きにくい いて整理し、"視える化"を図れないか 効果について簡便に算定するための手法につ いて検討すべき【再掲】 他産業廃棄物再生資材 他産業廃棄物再生資材をJIS等の公的→→国は、再生資材の利用用途に応じた品質基準 に関する情報を十分持た 規格で位置付けられないか とその確認手法について検討すべき ず、品質・環境安全性に ■原材料の履歴や性状、組成物質に関す→→国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイク 対して確信が持てない る情報の共有化を推進できないか【再 ルが推進されるよう、新築・新設から改修等を 揭】 経て解体されるまで、建築物や構造物の履歴 情報(設計情報、材料、資材製造者名簿等)が 蓄積され、活用できる仕組みを検討すべき【再 揭】 所要の品質、性能を明示した上で、設 🗕 ・公共工事の発注者は、総合評価落札方式や、 計者や施工者からの提案の積極的な受 VE方式等の入札契約方式を活用し、建設リサ け入れを推進できないか イクルの観点から設計の合理化や工法の改善 を促進すべき【再掲】 ▶再使用(リユース)の概念 施設の更新時に発生する ▶現場内利用や工事間利用をより一層促、 建設資材等について、他 進できないか が希薄 国は、建設資材等の再使用の実績や品質基準 工事を含め再使用する余 について検討し、可能な限り建設資材等の再使 地があるのではないか リユースに関する利用用途別の品質基 用を促進すべき 準を設けられないか リユースの実態把握等ができないか 再生資材の搬入に関する→→再生資材の定義が必ずし→→再生資源の含有率等に基づいて再生資→→国は、再生資源の含有率等に基づいた再生資 実態把握が十分でない も明確でない 材を分類し、使用実績を整理できないか 材の分類や、再生資源の有効利用率に関する 指標について検討すべき 再生資材の利用について、━━━再生資材を利用しても、コ━━━再生資材利用の取り組みに対して評価・ 施工者 →·行政は、優れた建設リサイクルの取り組みを ストメリットがない場合が する仕組み(例:国土交通省が行ってい 取り組みが必ずしも十分 実施している事業者に対する表彰制度を充実 でない【再掲】 ある る「総合評価制度」の評価項目など)が すべき【再掲】 整備できないか ・国は、質の高い建設リサイクルを推進している 企業(発注者、施工者、処理業者)について、 情報を収集し、それらの企業が公正かつ客観 的に評価され、それらの情報を発信するため の仕組みについて検討すべき【再掲】 ・関係者は、再生資材利用箇所等への標識設 置等により、建設リサイクルへの取組状況に ついて広くPRを実施すべき 廃棄物処理業者 (対策の主体とはなりにく 収集運搬業者 L 1 ) 中間処理業者 他産業廃棄物再生資材 →→ 他産業廃棄物再生資材 →→ 原材料の履歴や性状、組成物質に関す→→国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイク 再資源化業者

の利用においては、品質、 環境安全性の確認等が 必要	の品質・環境安全性の確認項目の整備が一部のみにとどまり、利用用途の基準が未整備	る情報の共有化を推進できないか「再 掲」 他産業廃棄物再生資材をJIS等の公的一 規格で位置付けられないか「再掲」	ルが推進されるよう、新築・新設から改修等を 経て解体されるまで、建築物や構造物の履歴 情報(設計情報、材料、資材製造者名等)が蓄 積され、活用できる仕組みを検討すべき【再掲】 →国は、再生資材の利用用途に応じた品質基準 とその確認手法について検討すべき【再掲】
品質・環境安全性の十分 な説明責任が必要	◆他産業廃棄物再生資材 の品質・環境安全性の確 認項目の整備が一部の みにとどまり、利用用途 の基準が未整備【再掲】	る情報の共有化を推進できないか【再 掲】	<ul> <li>→国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイク ルが推進されるよう、新築・新設から改修等を 経て解体されるまで、建築物や構造物の履歴 情報(設計情報、材料、資材製造者名等)が蓄 積され、活用できる仕組みを検討すべき【再掲】</li> <li>→国は、再生資材の利用用途に応じた品質基準 とその確認手法について検討すべき【再掲】</li> </ul>
	環境安全性の確認等が 必要 品質・環境安全性の十分一	環境安全性の確認等が 必要 認項目の整備が一部の みにとどまり、利用用途 の基準が未整備 品質・環境安全性の十分 な説明責任が必要 他産業廃棄物再生資材 の品質・環境安全性の確 認項目の整備が一部の みにとどまり、利用用途	環境安全性の確認等が 必要 認項目の整備が一部の みにとどまり、利用用途 の基準が未整備 他産業廃棄物再生資材をJIS等の公的一 規格で位置付けられないか[再掲] 品質・環境安全性の十分 な説明責任が必要 他産業廃棄物再生資材 の品質・環境安全性の確 認項目の整備が一部の みにとどまり、利用用途 の基準が未整備[再掲] 他産業廃棄物再生資材をJIS等の公的一

## (5)現場分別について

論点	・分別解体等の共通ルール等が必要 ・分別解体等の積極的な取組が必要 ・再資源化に支障をきたす資材等の分別に配慮が必要			
		関係者ごとの課題として再整理すると		
関係者	関係者ごとの課題	課題が生じる原因	検討の方向性	主要な取り組み
工事関係者 発注者	分別解体に関する関心が - 必ずしも高くない	◆解体工事は非生産的であるため、コストが安ければ、 るため、コストが安ければ、 解体後の処理内容等は不 問という考えがあり、適正 な分別解体コストを負担し ようとする意識が低い場 合が多い	ないか	
				◆関係者は、分別解体、再資源化及び適正処理に 必要な費用を適正に確保するため、建設工事の 契約時に分別解体、再資源化及び適正処理等 の内容及び費用の内訳を明示する等の措置を 講ずべき
設計者 施工者	分別解体や現場分別について、取組が十分でない いて、取組が十分でない 場合や不適切な場合がある	▶分別解体や現場分別に対 して意識が低い場合があ る	▶解体工事等が適正に施工されているか、 現場の"視える化"を図れないか	→・国は、解体工事現場での作業内容の透明性を 確保し、施工の適正化を促進するための方策 について検討すべき ・公共工事の発注者は、民間工事に率先して電 子マニフェストの利用を段階的に原則化してい くなど、電子マニフェストの普及に努めるべき
			ゼロエミッションの取組に対して、優良 - 業者の認定や表彰等を行えないか	・行政は、優れた建設リサイクルの取り組みを実施している事業者に対する表彰制度を充実すべき【再掲】 ・国は、質の高い建設リサイクルを推進している企業(発注者、施工者、処理業者)について、情報を収集し、それらの企業が公正かつ客観的に評価され、それらの情報を発信するための仕組みについて検討すべき【再掲】
		適正な分別解体に必要な コストが負担されていない 場合がある	作業員への教育を高められないか ――	・関係者は、建設リサイクルに関する講習会や 研修を継続的に実施すべき【再掲】 ・国は、現場作業員向けのわかりやすい現場分 別マニュアルを策定し、施工者は、現場作業員 の教育を強化することで、現場分別の実効性 を向上させるべき
		都市部の新築・増改築工 事など、分別スペースが 十分に確保できない場合 がある 現場分別の程度が施工者、	発注者が適正な分別解体コストを負担一 するために、分別解体、再資源化、適 正処理等の内訳を明示して契約を結ぶ よう周知できないか[再掲] 現場条件に応じて現場分別の品目や 支法を定める第二世のガイドライン	▶関係者は、分別解体、再資源化及び適正処理に 必要な費用を適正に確保するため、建設工事の 契約時に分別解体、再資源化及び適正処理等 の内容及び費用の内訳を明示する等の措置を 講ずべき【再掲】
		によってばらついていると ともに、再資源化業者の 受入基準と合わず、混合 廃棄物となっている場合 がある	方法を定める等、ルールやガイドライン を策定し、関係者間で情報の共有化を 図れないか	■は、現場ボードに応じた現場力加率学を施工す、 中間処理業者の協力を得ながら策定すべき ■は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイク ルが推進されるよう、新築・新設から改修等を経
		▼ 再資源化に支障をきたす 建材の現場分別が徹底さ れていない場合がある	新築・新設時の設計情報等が解体時まで保存される仕組みをつくれないか	て解体されるまで、建築物や構造物の履歴情報 (設計情報、材料、資材製造者名等)が蓄積され、 活用できる仕組みを検討すべき【再掲】
	新築・新設の設計の際に、一 解体時の分別解体のしや すさに対する配慮が必ず しも十分でない	ない	▶設計段階で、解体時の分別解体のしや - すさを考慮した構造や資材の採用を促 せないか	ルコストに留意しつつ、長寿命化や解体時の分 別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮 した構造や資材の採用を促すための方策につい て検討すべき 【再掲】
	分別解体や現場分別の取- 組が十分であっても、搬出 先によって、再資源化の 程度にばらつきがある	◆再資源化プロセス等、処── 理業者の事業内容や処理 業者の優良性を判断する ための情報が不十分	→建設副産物情報交換システムや優良一 性評価制度等を活用し、処理業者の技 術力や優良性を判断するための情報の 共有化を図れないか	→・国は、質の高い建設リサイクルを推進している 企業(発注者、施工者、処理業者)について、 情報を収集し、それらの企業が公正かつ客観 的に評価され、それらの情報を発信するため の仕組みについて検討すべき 【再掲】 ・国は、エコアクション21等既存の制度を活用し、 中小建設業のコンプライアンス体制の確立を 促すべき
廃棄物処理業者 収集運搬業者	廃棄物が少量化・小口化	▶今後現場分別を進めてい──	→小口巡回回収システムの実現や、広域一	→国は関係者とともに、小口化・多品目化された建
· 以未建颁未日	るおそれかめる	重化・小山化される		→国は関係者とともに、小口化・多品目化された建 設副産物を巡回し共同搬送を行う小口巡回共同 回収システムについて検討すべき
中間処理業者 再資源化業者	分別解体や現場分別について、施工者の取組が十分でない場合や不適切な場合がある	申貨源化に支障をきたす 建材の現場分別が徹底されていない場合がある 現場分別の程度が施工者 によってばらついていると ともに、再資源化業者の 受入基準と合わず、混合 廃棄物となっている場合 がある【再掲】	現場条件に応じて現場分別の品目や 方法を定める等、ルールやガイドライン を策定し、関係者間で情報の共有化を 図れないか【再掲】	→国は、現場条件に応じた現場分別基準を施工者、 中間処理業者の協力を得ながら策定すべき【再 掲】
資材製造者	分別解体が困難な資材が一 ある			◆国は関係者とともに、設計段階で、ライフサイク ルコストに留意しつつ、長寿命化や解体時の分 別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮 した構造や資材の採用を促すための方策につい て検討すべき【再掲】
	資材特性や分別方法等、一 資材製造者の有する専門 知識が、資材の現場分別 過程で十分に活用されて いない	→施工者、中間処理業者と一 資材製造者の間で、現場 分別の対象となる資材に 対して、情報共有する仕 組みが整っていない	▶資材特性や分別方法に関する情報の — 共有化を推進できないか	→・国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイク ルが推進されるよう、新築・新設から改修等を 経て解体されるまで、建築物や構造物の履歴 情報(設計情報、材料、資材製造者名等)が蓄 積され、活用できる仕組みを検討すべき(再掲] ・国は、資材製造者が現場分別や再資源化過 程で考慮すべきノウハウを施工者や再資源化 業者等とともに活用できるよう、関係者に働き かけるべき

# (6) 再資源化・縮減、適正処理の確実な実施について

(り) 一員 「い」 「加州、 週上 火 上 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、						
<ul> <li>論点</li> <li>・関係者間の情報交換を充実させる必要がある</li> <li>・再資源化された後の最終的な需要先を把握する必要がある</li> <li>・発注者を含めた関係者の意識向上が必要</li> <li>・関係者間の連携による不適正処理の防止</li> <li>・依然として建設廃棄物の不法投棄が多い</li> </ul>						
			夏として再整理すると			
関係者	関係者ごとの課題	課題が生じる原因	検討の方向性	主要な取り組み		
工事関係者 発注者	再資源化されたものが最 終的に再生利用されたの か、再生利用できないも のは適正に処理されたの か必ずしも十分に確認で きていない	▶発注者へ報告すべき排出 事業者が、再資源化後の 最終的な需要先(不法投 棄等をしない)を把握する 仕組みがない	公共工事においては、再資源化後の最一 終的な需要先について、排出事業者か ら発注者へ報告するよう契約を結べな いか 適正処理の確認のノウハウのない発注 者が多いことから、建設行政担当部局 と環境行政担当部局との連携を強化し、 再資源化の実施状況についてフォロー できないか	→国は、建設副産物の発生から再資源化・適正処 理及び製品化までの一連の流れについて建設 副産物の物流を「視える化」し再資源化の適正 性を把握するための情報追跡・管理方策(サプ ライチェーン・マネジメント)について検討すべき		
	再資源化に関する関心が── 必ずしも高くない	が一部であり、発注者及 び処理業者との間で、再 資源化に要するコストが 適正に負担されていない 可能性がある	◆発注者が適正な再資源化コストを負担− するために、分別解体、再資源化、適 正処理等の内訳を明示して契約を結ぶ よう周知できないか	→関係者は、分別解体、再資源化及び適正処理 に必要な費用を適正に確保するため、建設工事 の契約時に分別解体、再資源化及び適正処理 等の内容及び費用の内訳を明示する等の措置 を講ずべき【再掲】		
設計者	分別解体や現場分別につ いて、取組が十分でない 場合がある	▶解体工事における廃棄物 発生量や工法が予め十 分に検討なされていない 場合がある	→適正な分別解体コストを負担するため一に、分別解体、再資源化、適正処理等の内訳を明示して契約を結ぶよう周知できないか、仕組みをつくれないか【再掲】	寺の内谷及ひ貧用の内訳を明示する寺の措直 を講ずべき【再掲】		
			新築・新設時の設計情報等が解体時まで保存される仕組みをつくれないか「再 掲」	→国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイク ルが推進されるよう、新築・新設から改修等を経 て解体されるまで、建築物や構造物の履歴情報 (設計情報、材料、資材製造者名等)が蓄積され、 活用できる仕組みを検討すべき【再掲】		
施工者	発注者が指定処分に関す るノウハウを有しない場合、 再資源化等を確実に実施 したり、質の高い再資源 化を実施する搬出先の選 定が必ずしも十分ではな	→再生利用の方法による再一 資源化の質を考慮して搬 出先を選定する仕組みが ない	→良質な木材チップや、再生合材に適し一たアスファルト・コンクリート塊等、潜在的資源価値に関する情報を整理し、再資源化の質に関する啓発等を行えないか	◆国は、建設副産物の潜在的な資源価値に着目しながら建設副産物のカスケード利用(資源をその質のレベルに応じて多段的に利用し、最大限の利用を図ること)について検討すべき		
		再資源化プロセス等、再一 資源化業者の事業内容 や再資源化業者の優良 性を判断するための情報 が不十分【再掲】	→建設副産物情報交換システムや優良性評- 価制度等を活用し、処理業者の技術力 や優良性を判断するための情報の共 有化を図れないか【再掲】	→国は、質の高い建設リサイクルを推進している 企業(発注者、施工者、処理業者)について、 情報を収集し、それらの企業が公正かつ客観 的に評価され、それらの情報を発信するため の仕組みについて検討すべき【再掲】 ・国は、中小建設業のコンプライアンスに適した 内部統制システムについて検討すべき【再掲】		
	不法投棄や再資源化と称 した不適正な堆積等、一 部の業者で不適正な処理 が行われている	▶適正処理に関する意識が 欠如している場合がある	→建設りサイクルの一連の流れについてー 建設行政担当部局と環境行政担当部 局が連携し適正管理できないか	→・国は、建設副産物の発生から再資源化・適正 処理及び製品化までの一連の流れについて 建設副産物の物流を「視える化」し再資源化の 適正性を把握するための情報追跡・管理方策 (サプライチェーンマネジメント)について検討 すべき[再掲] ・公共工事の発注者は、民間工事に率先して電 子マニフェストの利用を段階的に原則化してい くなど、電子マニフェストの普及に務めるべき [再掲]		
		コストが安ければ、処理 内容等は不問という考え が一部であり、発注者及 び処理業者との間で、再 資源化に要するコストが 適正に負担されていない 可能性がある【再掲】	適正な分別解体コストを負担するため一 に、分別解体、再資源化、適正処理等 の内訳を明示して契約を結ぶよう周知 できないか、仕組みをつくれないか【再 掲】			
廃棄物処理業者 収集運搬業者 中間処理業者	不法投棄や再資源化と称── した不適正な堆積等、一 部の業者で不適正な処理 が行われている	▶適正処理に関する意識が <sup>ー</sup> 欠如している場合がある 【再掲】	- 建設リサイクルの一連の流れについて、 建設行政担当部局と環境行政担当部 局が連携し適正管理できないか【再掲】			
	分別解体や現場分別につ いて、施工者の取組が十 分でない場合や不適切な 場合がある【再掲】	◆現場分別の程度が施工 / 者によってばらついてい るとともに、再資源化業者 の受入基準と合わず、混 合廃棄物となっている場 合がある【再掲】	現場条件に応じて現場分別の品目や 方法を定める等、ルールやガイドライン を策定し、関係者間で情報の共有化を 図れないか【再掲】	正性を把握9 るための情報追跡・管理方束(サ ブライチェーン・マネジメント)について検討す べき[再掲] ・公共工事の発注者は、民間工事に率先して電 子マニフェストの利用を段階的に原則化してい くなど、電子マニフェストの普及に努めるべき [再掲] 国は、現場条件に応じた現場分別基準を施工者 、中間処理業者の協力を得ながら策定すべき [再掲]		
再資源化業者	再生品の需給バランスが── 時期や地域により必ずし も均衡していない	▶再生品の利用用途や輸 ─ 送範囲が限られている	▶再生品の品質に関する情報に加え、在一 庫に関する情報を共有化すること等に より、再生品の需給バランスの適正化 につなげられないか	◆国は、地域で循環可能な建設副産物については地域内での循環を基本とするため、地域での需給バランスの均衡に資する情報収集・情報発信のあり方について検討すべき		
資材製造者	資材特性や分別方法等。 資材製造者の有する専門 知識が、資材の再資源化 過程で十分に活用されて いない	▶施工者、中間処理業者と 資材製造者の間で、現場 分別の対象となる資材に 対して、情報共有する仕 組みが整っていない【再 掲】	→広域認定制度の活用等により資材製 - 造者が再資源化の役割を一部担えな いか 資材特性や分別方法に関する情報の - 共有化を推進できないか【再掲】	<ul> <li>→国は、資材製造者に対して、広域認定制度等の活用により拡大生産者責任の概念を踏まえ、より一層の建設副産物の再生利用促進を要請すべき</li> <li>→国は、資材製造者が現場分別や再資源化過程で考慮すべきノウハウを施工者や再資源化業者等とともに活用できるよう、関係者に働きかけるべき [再掲]</li> </ul>		

#### (7)建設発生木材について

#### 論点 ・サーマルリサイクルにおける建設発生木材の需要の高まりについても視野に 入れつつ、再資源化市場の育成を図る必要がある

#### 課題及びその原因を再整理すると

品目	課題	課題が生じる原因	検討の方向性	主要な取り組み
建設発生木材 について	再資源化されず、縮減さ れているケースがある	◆分別解体時の品質管理 によってはマテリアルリサ イクルが困難になるなど、 再資源化業者の受入基 準と合わず、結果的に縮 減される場合がある	◆再資源化を円滑に進めるため、建設発一 生木材の分別ルールや、利用用途に 応じた木材チップの品質基準を策定で きないか	→・国は、再資源化を円滑に進めるため、関係者の協力を得ながら利用用途に応じた木材チップの品質基準や建設発生木材の分別基準を 策定すべき ・国は関係者とともに、CCA(クロム、銅及びと 素化合物系木材防腐剤)処理木材のサーマル リサイクルについて検討すべき
		地域によっては再生品の 需給バランスが不均衡な 場合がある	◆需給に関する情報共有化等により、再一 生品の需給バランスをとることができな いか	▶国は、地域で循環可能な建設副産物については地域内での循環を基本とするため、地域での需給バランスの均衡に資する情報収集・情報発信のあり方について検討すべき【再掲】
	利用見込みのない木材 - チップが一部で不適正に 堆積されている	▶適正処理に関する意識が 欠如している場合がある 【再掲】	◆コンプライアンスに沿って建設リサイクー ルが確実に実施されるよう、建設行政 担当部局と廃棄物処理担当部局との 連携を強化できないか【再掲】	◆国は、建設副産物の発生から再資源化・適正処 理及び製品化までの一連の流れについて建設 副産物の物流を「視える化」し再資源化の適正 性を把握するための情報追跡・管理(サプライ チェーン・マネジメント)方策について検討すべき 【再掲】
	質の高い再資源化を実施一 する搬出先の選定が必ず しも十分ではない【再掲】	▶ 再生利用の方法による再 資源化の質を考慮して搬 出先を選定する仕組みが ない【再掲】	▶ 良質な木材チップ等、潜在的資源価値 に関する情報を整理し、再資源化の質 に関する啓発等を行えないか【再掲】	→国は、建設副産物の潜在的な資源価値に着目 しながら建設副産物のカスケード利用(資源をそ の質のレベルに応じて多段的に利用し、最大限 の利用を図ること)について検討すべき 【再掲】
				◆国は、マテリアルリサイクル可能な木材チップに ついては、なるべくマテリアルリサイクルされる よう、関係者に対して啓発すべき